吉岡町電子入札運用基準

1 趣旨

吉岡町がぐんま電子入札共同システム(以下「本システム」という。)を用いて行う入札 及び入札に関連する事務取扱について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)その他の関係法令その他別に定めるもののほか、必 要な事項を定める。

2 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ吉岡町が指定及び公表し競争入札に付する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の調達案件(以下「電子入札案件」という。)に適用する。ただし、役務業務又は物品等の調達案件において電子入札による執行が妥当であると判断した場合も本基準を適用する。

3 電子入札実施の考え方

電子入札案件は、本システムで処理するものとし、5の場合を除き原則として本システム以外による参加資格確認申請書、電子入札案件内容に対する質問及び入札書の提出は認めないものとする。

4 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 協議会

本システムを開発し、運営する主体である「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」のことをいう。

協議会は、群馬県と県内市町村が、CALS/EC(公共事業等支援統合情報システム)の円滑な推進に向けて、相互に連携することを目的として設立された。

(2) 利用者

本システムを利用する個人又は法人をいう。

(3) ぐんま電子入札共同システム

吉岡町が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。 本システムは次のサブシステムから構成される。

ア 電子入札システム

入開札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのシステム

イ 入札参加資格受付システム

入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム

ウ 入札情報公開システム

発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム

(4) 電子入札

本システムを使用して、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する入開札及び見積合わせをいう。

(5) 紙入札

本システムを使用しない紙による入開札及び見積合わせに関する事務をいう。

(6) I Cカード

電子署名法及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主 務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電 子入札用ICカードをいう。

(7) I D/パスワード

本システムにおいて、利用者を特定するために協議会が発行する I D/パスワードをいう。

- ア 吉岡町の職員に対する本システムの利用の権限に応じた I D/パスワード
- イ 入札参加資格者名簿に登載された業者に対する入札参加資格申請を行うための入札参加資格申請用のID/パスワード及び入札に参加するための入札用のID/パスワード
- (8) 発注担当者 吉岡町において、発注に係る業務を担当する者をいう。
- (9) 受注者 本システムを用いて入札を行う者及び入札参加資格申請を行う者をいう。
- 5 紙入札による電子入札案件の参加の特例の基準

発注担当者は、入札に参加する者又は入札に参加しようとする者(以下これらを「入札参加者等」という。)から、次のいずれかに該当する事由により紙入札参加申出書(様式第1号)が提出された場合は、その内容を審査し紙入札参加許可(不許可)書(様式第2号)によって回答することとする。この場合において、紙入札による参加を認められた者は、紙入札の取扱いに則り入開札を行うこととする。

- (1) I Cカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、I Cカード再発行の申請(準備)中の場合
- (2) 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電又は通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害その他入札参加者等の責によらない事由により本システムの利用ができない場合
- (3) 特定の案件について、I Cカードの発行申請の意思はあるがその移行準備及び研究 が途上である者が入札に参加する場合
- (4) その他、契約担当者がやむを得ない事由であると判断した場合
- 6 電子入札案件の設定等
- 6-1 各受付期間等の設定

発注担当者が、本システムに電子入札案件を登録する場合は、次の基準により各受付時間等の時間設定をするものとする。

- (1) 入札書受付締切日時は、開札予定日から起算して前日(前日が閉庁日の場合は、それ以前の直近の開庁日)の午後5時15分を基準とする。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に定める期間については、入札公告日又は指名の通知、入札の参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から入札書受付締切日までの期間とする。
- (3) 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して時間設定をする。
- (4) 入札書受付開始の日は、入札書受付締切日の2日前を基準とする。

(5) その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

6-2 発注図書等の電子ファイルの形式

発注担当者は、本システムに入札説明書等を電子ファイルで、原則として、書き換えのできないPDF(ACROBAT 3以降のバージョン)により作成することとする。申請書等の入札参加者等が、提出のために編集を要するものについては、次の電子ファイルの形式により作成するものとする。

なお、電子ファイルのの圧縮を行う場合は、ZIP形式を使用するものとするが、自己 解凍方式は使用しない。

(1) Microsoft Word : Word2003 以降のバージョン

(2) Microsoft Excel : Excel 2003 以降のバージョン

(3) テキストファイル: 拡張子TXT又はCSV (カンマ区切り)

6-3 公告日、公表日以降の電子入札案件登録情報の修正

公告日又は公表日以降において、電子入札案件登録情報について錯誤が認められ修正する必要がある場合は、発注担当者は速やかに当該案件の入札参加者等に対して電話又はFAX等による確実な連絡方法により連絡を行うものとする。ただし、発注担当者が登録情報を訂正して対応することが困難又は適当でないと判断した場合は、当該案件の入札を中止することとし、入札参加者等に対して確実な連絡方法により連絡を行うものとする。

6-4 紙入札への切替処理

特段の事由により発注担当者が、電子入札案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件の入札参加者等に対して、本システム又は本システム以外の確実な連絡方法により、必要な事項を連絡するものとする。この場合において、入札参加者等に対する連絡以降は当該案件に係る本システム処理を行わないものとする。ただし、入札結果の公表における当該案件に係る本システム処理は除く。

7 参加資格確認申請、積算内訳書等

7-1 添付書類の電子ファイルの形式

発注担当者は、電子入札案件において指名競争入札方式により発注した場合は、入札参加者に対して積算内訳書を、条件付一般競争入札方式により発注した場合は、参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に対して積算内訳書と参加資格確認申請を、原則として本システムによる提出を求めることとする。

なお、電子ファイルの圧縮を認める場合は、ZIP形式を使用するものとするが、自己 解凍方式は認めない。

(1) Microsoft Word : Word2003 以降のバージョンで、発注担当者が認めたもの

(2) Microsoft Excel: Excel 2003 以降のバージョンで、発注担当者が認めたもの

(3) PDF : ACROBAT 3 以降で、発注担当者が認めたもの

(4) 画像ファイル : JPEG形式、GIF形式

7-2 本システムによらない関係書類の提出方法

発注担当者は、次のいずれかに該当する場合については、本システムによる提出ではなく、郵送による提出を求めるものとする。

(1) 入札参加者等が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な

場合

- (2) 案件の内容により、本システムによる提出が困難又は適当ではないと認められる場合
- (3) 発注担当者から別途指示がある場合

7-3 積算内訳書の事前確認

発注担当者は、本システムにより提出された積算内訳書を入札書受付締切日時後に事前に確認することができるものとする。この場合において、印刷出力した積算内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないよう、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

7-4 ウイルス感染ファイル

発注担当者は、本システムにより提出された添付書類を直接閲覧等の操作をせずに、端 末機に保存の後にウイルスチェックを行ってから閲覧等の操作を行うものとする。

添付書類がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該添付書類を提出した入札参加者等と添付書類の提出方法を協議するものとする。この場合において、当該入札参加者等に対し、ウイルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導するものとする。

8 入札説明書・電子入札案件内容に対する質問回答

8-1 質問

入札参加者等が質問を行う場合は、質問受付締切日時までに本システムにより質問を登録することとする。ただし、5により紙入札による参加を認められた入札参加者等は、FAXにより質問をすることができる。

また、質問に際しては入札参加者等が特定できる内容を記載しないものとする。発注担当者は、質問内容に入札参加者等が特定できる内容その他不適切な内容が含まれていると判断した場合には、その質問に対して回答しない等の措置を行うことができるものとする。8-2 回答

発注担当者は、入札参加者等からの質問に対する回答は原則本システムにより行うものとする。ただし、ただし、5により紙入札による参加を認められた入札参加者等を含む電子入札案件は、本システムの質問機能を使用せずに発注図書を掲載した方法で回答することができる。この場合において、確実な連絡方法において、入札参加者等に対して回答した旨を伝えること。

9 入札書等

9-1 入札の辞退

入札参加者等が入札書の提出を辞退するときは、入札書受付締切日時までに本システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、5により紙入札による参加を認められた場合又はシステム障害のやむを得ない事由により、本システムにより辞退届を提出することができない場合は、入札書受付締切日時までに発注担当者へ別に定める入札辞退届を提出することにより、辞退できるものとする。

9-2 紙入札による場合

別に定める方法により入札書を提出しなければならない。

9-3 入札書の無効等

発注担当者は、入札参加者等から提出された入札書が入札金額等の必要な事項の入力を 欠いている場合のほか、次に該当する場合は無効とする。

- (1) 積算内訳書等の添付を必要とする電子入札案件の場合で、積算内訳書等がない場合
- (2) 入札書が入札受付締切日時以降に到着した場合
- (3) 入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して入札参加申請書等又は入 札書が提出された場合

10 開札

10-1 開札方法

発注担当者は、開札予定日時以降に本システムにより速やかに開札を行うものとする。 ただし、紙により提出された入札書は、開札予定日時以降に立会人のもとで発注担当者が 入札金額を本システムに入力した後、速やかに開札を行うものとする。

10-2 立会

- (1) 発注担当者は、紙により入札書が提出された電子入札案件の場合において、入札参加者が立ち会いを希望する場合は、それを認めなければならない。
- (2) 発注担当者は、開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、当該入札に関係のない職員を立ち会わせないことができるものとする。

10-3 くじの実施

落札又は落札候補となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者又は落札候補者の決定を行うことになった場合は、入札参加者が入力した任意の数値等を用いた本システムによる電子くじを実施する。この場合において、くじを実施する旨を当該電子入札案件のくじ対象者に本システムにより通知するものとする。ただし、紙入札による場合は、紙入札者が入札書に記載した任意の数値を発注担当者が本システムに入力することにより行い、紙入札者に対する通知は確実な連絡方法で行うこととする。

11 入札参加者等のICカード及びパスワード

11-1 電子入札に使用できるICカード

吉岡町の電子入札に参加できる者は、原則として吉岡町の入札参加資格を有する者のうち、本システムにICカードの利用者登録が完了している者とする。ただし、町内事業者において5(3)に合致する者は除く。

11-2 ICカードの名義

ICカードの名義は次のいずれかであること。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者
- (2) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から入札、見積及び契約に関する委任を受けている者

11-3 ICカードが失効した場合の取扱い

本システムに利用者登録したICカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合又はICカードの有効期限が終了した場合等により失効した場合は、原則として当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。ただし、5の場合又は当該企業において

登録している他の有効なICカードがある場合は、当該ICカードを用いて電子入札に参加することができるものとする。

11-4 特定建設工事共同企業体における I Cカード

特定建設工事共同企業体(以下「特定 J V」という。)用に利用者登録可能な I Cカードは、特定 J V の代表構成員の代表者又は代表構成員の代表者から委任された者の I Cカードとする。

11-5 パスワードの管理

入札参加資格を有するもの対し、パスワードを適切に管理し、6ヶ月に1度更新するよう指導するものとする。

12 不正行為等

入札参加者等がICカード若しくはID/パスワードの不正利用又は虚偽の入札参加申請若しくは入札書の提出等不正な行為により入札を行った場合その他本システムの不適切な使用を行った場合は、指名停止等の適切な措置をとるものとする。

13 システム障害等

発注担当者は、本システムのサーバ、ネットワーク若しくは関係機器・施設等又は吉岡町のネットワーク若しくは関係機器・施設等の障害により入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等の調査検討をして、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を講じるものとする。この場合において、必要な事項は、確実な連絡方法により、入札参加者等に連絡するものとする。

附則

- 1 この基準は、令和4年12月15日から施行する。
- 1 この基準は、令和5年1月20日から施行する。
- 1 この基準は、令和5年2月24日から施行する。